

令和8年2月25日  
阪和興業健康保険組合  
理事長 中川洋一

令和8年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる令和7年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値が定まりましたので、組合規約第52条の規定により公告いたします。

記

令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とします。

なお、適用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間とします。

1. 退職（被保険者の資格を喪失）したときの標準報酬月額
2. 当健康保険組合の令和7年9月30日現在における平均標準報酬月額550,999円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額（560,000円（32等級））

（注）令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、2.の額が上限となります。

なお、上限は年度ごとに見直されます。

以上